

三鷹市民憲章

〔昭和55年11月3日〕
〔告示 第120号〕

わたくしたちは、郷土三鷹を愛し、平和な、
みどり豊かなまちをつくることを願い、この憲
章を定めます。

- 1 互いに助け合い、ともに生きるよろこびを
分かち合うまちをつくります。
- 2 清潔な環境を保ち、心身ともにすこやかに
暮らせるまちをつくります。
- 3 社会のきまりを尊重し、明るいまちをつく
ります。
- 4 歴史を大切にし、新しい文化をそだてるま
ちをつくります。
- 5 自治をになう市民としての自覚を深め、
互いに学び合うまちをつくります。

はじめに

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造は、私たちに多くの恩恵をもたらしましたが、環境への負荷を増大させ、資源の循環利用を阻害するなどの問題も内包しています。限りある資源を循環・再利用する循環型社会を目指し、環境負荷の低減に取り組んでいくことが必要です。

国は、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、再生利用（リサイクル）の前に発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を優先する3Rの考え方を取り入れました。その後、資源有効利用促進法の制定、廃棄物処理法の改正、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法など、廃棄物処理・リサイクル推進等に関する各種法案を成立させ、循環型社会の実現に向けた法体系を整備しました。

三鷹市においても、ごみの排出抑制・資源化に向けた様々な施策に取り組んできました。

平成17年2月にごみの分別収集の見直しを行い、可燃ごみ・不燃ごみの減量とともに、紙類・プラスチック類・ペットボトルの大幅な資源化を実現しました。平成18年度には、最終処分場の延命化を図るため、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設において焼却灰の資源化が開始されたほか、埋め立て処分されていた資源化できない不燃残さも独自に熱回収資源化処理を行い、平成19年度からは埋め立てゼロを達成しています。また、ごみ分別の徹底とごみそのものを出さない生活習慣への転換を図り、更なるごみの減量・資源化を進めるため、燃やせるごみと燃やせないごみについて、平成21年10月1日から家庭系ごみの有料化（指定収集袋を使用）を実施しました。そして、平成25年4月1日からは、クリーンプラザふじみが本格稼働し、事業主体であるふじみ衛生組合と連携して円滑な運営を行っています。平成28年8月からスマートフォンやタブレット端末でごみの分別や収集日程等を簡単に確認できる「三鷹市ごみ分別アプリ」を配信し、同年10月には、粗大ごみ受付のインターネット環境の改善を図りました。

平成29年4月から、汚れたプラスチックを従来の月2回の「燃やせないごみ」から週2回の「燃やせるごみ」に分別を変更し、家庭での衛生環境の改善と収集したプラスチック類のリサイクル率の向上を図りました。

令和元年度には「第9期市町村分別収集計画」及び「三鷹市ごみ処理総合計画2022」（第1次改定）を策定しました。市民・事業者・市のそれぞれが役割と責任を担いながらごみの減量と資源化を促進していくことによって資源循環型社会の形成を目的としています。

令和2年1月にはごみの出し方に関するスマートフォンやパソコンからのお問い合わせにAI（人工知能）を活用したチャットボットがいつでも自動で回答するシステムの運用を開始し、市民の利便性向上に努めてきました。令和3年10月には、粗大ごみの収集を従来の「品目別ポイント合算制」から「品目別料金制」に変更し、排出利便性の向上等を図りました。令和4年3月には、し尿の自区内処理のためのし尿投入施設の整備工事が完了し、4月から本格稼働しました。

今後も、市民・事業者と協働し、ごみの発生・排出抑制のための仕組み作りを考えるとともに、ごみの現状や減量・資源化の必要性を分かりやすく情報提供するよう努めていきます。

この事業概要は、令和4年度の決算に基づき、ごみ処理・リサイクル事業を中心に環境衛生全般についての統計資料を一部グラフ化し、紹介しています。各方面でご活用いただき、ごみの減量・資源化の活動につながれば幸いです。

目 次

I 総 説

1	市の概要	1
2	組 織	1
3	機 構	1
4	事務分掌	2
5	ごみ対策課保有車輛一覧	2
6	一般廃棄物処理（収集運搬）業及び浄化槽清掃業許可業者一覧	3
7	決算額の推移	4
8	ごみ処理経費	5
9	一般廃棄物処理計画	6

II ごみ処理事業

1	沿革及び現状	14
2	三鷹市ごみ処理総合計画	15
3	三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	18
4	ごみ収集	19
5	ごみ処理	22
6	最終処分	31
7	粗大・多量ごみ収集・処理	33
8	可燃ごみの夜間・早朝収集の実施	34
9	環境指導員（まち美化パトロール）の活動	34
10	犬猫死体収集・処理	35
11	家庭系ごみの有料化	35
12	事業系ごみの有料化	39
13	処分手数料（焼却場直接搬入分）	40
14	ふれあいサポート事業	41
15	新川暫定広場	41

III し尿処理事業

1	現状	43
2	し尿収集運搬形態	43
3	し尿処理量及び処理人口の推移	43
4	し尿処理手数料	44
5	新たなし尿投入施設の整備	44

IV ごみ減量化対策事業

1	総資源化量とリサイクル率	45
2	分別収集計画と収集量	47
3	資源物収集事業	49
4	ごみ減量啓発活動	50
5	家庭用生ごみ処理装置等購入費助成事業	50
6	集団回収事業	51
7	ごみ減量・リサイクル協力店	54
8	三鷹市リサイクル市民工房	55
9	喫煙マナーアップキャンペーン事業	56
10	小型家電回収事業	58
11	特定家庭用機器の回収	59
12	食品ロス削減の取組	60

V ごみ減量等推進会議

1	ごみ減量等推進会議のあらまし	63
2	令和4年度活動経過報告	64

VI 環境衛生対策事業

1	あき地の管理	65
2	衛生害虫関係	66
3	公衆トイレ維持管理	67
4	衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討	67
5	主要財産目録	67

VII 条例・規則

1	三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	68
2	三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則	80
3	三鷹市公衆トイレ条例	94

VIII	年表	95
------	----	----

I 総 説

1 市の概要

(1) 位置と地勢、広さ

東京都のほぼ中央にあって、東は杉並区と世田谷区に、西は小金井市、南は調布市、北は武蔵野市に隣接し、地形は全般に標高 50～55mの平たん地で東部、西部に僅かに丘陵を有し、市の西北から東南に向かって、仙川・野川・神田川が流れている。地質は関東ローム層からなり、郊外住宅地としても好条件にある。

市役所所在地	東 経	北 緯	面 積	東 西	南 北
三鷹市野崎一丁目1番1号	139° 35' 39''	35° 42' 25''	16.42 km ²	6.3 km	5.2 km

(2) 人口、世帯（令和5年4月1日現在）

世 帯 数	人 口		
	男	女	総 数
96,682 世帯	92,699 人	97,474 人	190,173 人

(3) 市制 昭和 25 年 11 月 3 日 多摩地域では 4 番目の市制施行

2 組 織（令和5年4月1日現在）

生 活 環 境 部 —— ごみ対策課

3 機 構

（令和5年4月1日現在）

役 職	課長	課長補佐	副主幹	係長・主査	主任	主事	計
課	1	1	0	4	3	6	15

※上記は月額職員を含まず

職 種	一般事務	技術	運転	一般作業	再任用	月額職員
課	9	1	0	4	1	2

4 事務分掌（生活環境部ごみ対策課）

- (1) 一般廃棄物の処理及びリサイクルに係る企画及び調査に関すること。
- (2) ごみ処理総合施策の推進に関すること。
- (3) ごみ減量及び資源化の啓発に関すること。
- (4) 再生資源集団回収事業に関すること。
- (5) ごみ減量等推進会議に関すること。
- (6) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び整理に関すること。
- (8) ふじみ衛生組合及び東京たま広域資源循環組合に関すること。
- (9) ごみ、資源物及びし尿の収集等に関すること。
- (10) 粗大ごみ収集及び受付業務の受託業者に対する指導監督に関すること。
- (11) ごみ及び資源物の出し方等の指導及び啓発並びに不法投棄に関すること。
- (12) まちの美化推進に係るパトロールに関すること。
- (13) 空き地に繁茂した雑草等の除去に係る調査、指導等に関すること。
- (14) 衛生害虫等の駆除に係る調査、指導等に関すること。
- (15) 公衆トイレの維持管理に関すること。
- (16) リサイクル市民工房の管理運営に関すること。
- (17) 環境センターの閉鎖管理に関すること。
- (18) その他一般廃棄物の処理及びリサイクルに関すること。

5 ごみ対策課保有車輛一覧（令和5年3月31日現在）

No.	型	メーカー	車輛No.	購入年月日	積載量 (kg)	排気量 (cc)	購入価格 (円)
1	プレス・パッカー車	富士重工	多摩 800 せ 1018	平成 19. 4. 11	2,000	4,890	6,405,000
2	テールゲートリフター車	いすゞ	多摩 100 す 7576	令和 5. 3. 16	2,000	2,990	5,698,000
3	軽貨物車（清掃パトロール車）	ダイハツ	多摩 480 せ 6582	平成 27. 4. 21	350	650	1,058,400
4	軽貨物車（ハイブリッド車）	ダイハツ	多摩 480 い 3112	平成 17. 12. 12	250	660	2,151,450
5	軽貨物車（清掃パトロール車）	日産	多摩 480 た 3408	平成 29. 5. 29	350	650	1,069,200
6	軽貨物車	スバル	多摩 480 つ 1881	令和元. 9. 18	350	650	901,800

6 一般廃棄物処理（収集運搬）業及び浄化槽清掃業許可業者一覧

（令和5年4月1日現在）

NO	業者名	事業所住所	代表者	電話	備考
1	有限会社石井商会	三鷹市上連雀 9-1-8	石井 光春	0422-45-4896	ごみ
2	有限会社佐藤清運	三鷹市新川 3-19-14	村田 和由	0422-24-6398	ごみ
3	志賀興業株式会社	三鷹市新川 4-1-11	志賀 隆宏	0422-47-1414	ごみ・廃家電
4	株式会社タウン・サービス	三鷹市大沢 3-7-14	臼井 征雄	0422-26-1235	ごみ
5	栄晃産業株式会社	三鷹市牟礼 1-11-15	鈴木 唯雅	0422-48-2235	ごみ・し尿
6	環衛サービス株式会社	三鷹市大沢 2-15-25	中島 文美恵	042-489-4400	ごみ
7	斎藤商事株式会社	西東京市東伏見 4-9-10	斎藤 徳憲	042-465-8548	ごみ
8	株式会社調布清掃	調布市深大寺東町 5-8-1	梶原 良介	042-485-1166	ごみ
9	株式会社加藤商事	狛江市東野川 2-14-2	加藤 慎次郎	03-3480-5111	ごみ
10	太誠産業株式会社	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	瀬戸 康肇	03-3989-0098	ごみ
11	株式会社木下フレンド	所沢市東所沢和田 3-1-10	木下 公次	04-2944-3737	ごみ
12	株式会社総合整備	杉並区上荻 1-22-8	松島 修	03-5347-2910	ごみ
13	有限会社屋満登興業	三鷹市野崎 2-8-1 クラウンビル 201	佐藤 圭一	0422-30-9185	ごみ
14	大門建設産業株式会社	三鷹市井の頭 2-5-1	石川 良一	0422-42-1767	ごみ
15	株式会社遠藤商会	入間市狭山台 3-2-9	遠藤 孝一	04-2937-5346	ごみ
16	武蔵野清運有限会社	西東京市泉町 2-18-16	伊藤 一太	042-438-8938	ごみ
17	株式会社アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	富岡 康則	046-280-1112	ごみ (食品リサイクル法上の食品循環資源のみ)
18	株式会社 吉野清掃	調布市布田 5-24-1	吉野 普郁	042-483-6259	ごみ (食品リサイクル法上の食品循環資源のみ)

7 決算額の推移（ごみ対策課関係費）

(1) 歳出

(単位：円)

項目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
市歳出総決算額		72,013,538,443	89,432,490,056	78,402,169,443	76,118,455,842				
衛生費 ※1	清掃費	1,920,031,215	2,135,543,842	2,247,280,751	2,122,832,286				
	清掃総務費	125,358,459	6.5%	128,411,603	6.0%	121,236,015	5.4%	133,156,642	6.3%
	塵芥処理費	1,769,515,439	92.2%	1,979,364,185	92.7%	1,963,701,317	87.4%	1,977,337,859	93.1%
	し尿処理費	25,157,317	0.5%	27,768,054	1.3%	162,343,419	7.2%	12,337,785	0.6%
	清掃費／総決算額	2.67%		2.39%		2.87%		2.79%	
	保健衛生費								
	環境政策費	7,852,097	—	4,173,479	—	4,219,239	—	4,509,906	—
	環境政策費／総決算額	0.011%		0.005%		0.005%		0.006%	
ごみ対策課関係 合計		1,927,883,312	2,139,717,321	2,251,499,990	2,127,342,192				
衛生費 ※1 / 総決算額		2.68%	2.39%	2.87%	2.79%				

※1 上記の表における衛生費は、ごみ対策課関係の決算額

(2) 歳入（手数料・雑入等）

(単位：円)

項目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ収集処理手数料		371,950,300	384,438,690	390,548,710	387,908,620
し尿処理手数料		10,666,000	6,836,000	6,496,000	6,666,000
古紙類売却代金収入		36,580,610	22,222,430	19,542,130	23,939,745
一般廃棄物処理業許可申請手数料		190,000	0	180,000	0
浄化槽清掃業許可申請手数料		10,000	0	0	0
リサイクル市民工房用地使用料（高圧線下土地使用料）		464,856	464,856	464,856	465,432
三多摩は一つなり交流事業補助金		369,880	0	0	217,170
ふれあいサポート事業補助金		3,875,000	3,741,000	4,105,000	3,404,000
ごみ減量啓発品販売収入等		406,515	814,930	1,060,630	923,728
使用済小型家電売却代金収入 ※1		45,665	6,784	18,949	60,575
家庭系ごみ指定収集袋広告掲載料		103,000	96,000	66,000	111,000
ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業補助金		2,566,000	—	—	—
東京都受動喫煙防止対策促進事業補助金		272,000	—	—	—
財産貸付収入		225,000	270,000	270,000	343,200
雑入		675,769	692,895	31,444	33,924

※1 使用済小型家電売却代金収入は、平成26年9月から回収を始めた使用済小型家電の売却代金

8 ごみ処理経費

令和4年度 ごみ処理経費及び原価表

ア 部門別 ごみ・し尿処理経費

部門	経費 (千円)
管理費等	215,624
収集・運搬	1,258,400
中間処理	315,030
最終処分	333,778
計	2,122,832

市民1人あたりの 処理経費 (年間)	11,718円
--------------------------	---------

※令和5年1月1日時点の人口数で算出

イ ごみ種別経費及び原価表

区分		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ (有害ごみ含む。)	粗大ごみ	し尿 ※	計
収集・運搬	経費 (千円)	300,024		462,892	72,360	4,712	839,988
	処理量 (t・kℓ)	22,389	1,444	13,249	1,681	102	38,865
	原価 (円/t・kℓ)	12,589		34,938	43,046	46,196	
中間処理	経費 (千円)	314,207				823	315,030
	処理量 (t・kℓ)	28,257	1,444	6,340	1,681	145	37,867
	原価 (円/t・kℓ)	8,330				5,676	
最終処分	経費 (千円)	333,778					333,778
	処理量 (t・kℓ)	3,365					3,365
	原価 (円/t・kℓ)	99,191					99,191

9 令和4年度三鷹市一般廃棄物処理計画

- 1 施行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 施行区域 市全域
- 3 一般廃棄物の種類及び分別区分

種類	分別区分	備考	
家庭系 (事業系を含む)	可燃ごみ	台所ごみ(厨芥・雑芥)、枝木、紙くずなど 燃やせるごみ、皮革製品・ゴム製品、 衛生上焼却処理するもの	
	不燃ごみ	せともの、ガラス、金属、小型家電製品(最も 長い辺が40cm未満のもの)、 複合素材(ビデオテープ・おもちゃ)製品など	
	資源物	プラスチック類	ペットボトルを除くプラスチック製容器包装 及びプラスチック製品
		ペットボトル	飲料及びびしょう油、酒類及び調味料用(食用 油脂を除く)ペットボトル
		古紙	新聞・雑誌・ダンボール・雑紙
		古着類	古着・毛布・タオルケットなど
		びん・缶	飲食料用びん・缶
		小型家電	30cm未満の小型家電
	有害ごみ	乾電池、蛍光管、体温計(水銀入り)、モバ イルバッテリー、電子たばこ、エアゾール缶、 カセットボンベ、使い捨てガスライター、 小型充電式電池	
家庭系	粗大ごみ (多量ごみを含む)	家具類、家電製品、大型ごみ(最も長い辺が 40cm以上のもの)、多量ごみ、ふとんなど 但し、本処理計画10の(2)、(3)に列挙された 品目は除外	
	牛乳パック	紙パック(アルミコーティングを除く)	
動物死体(飼い主不明のみ)		犬・猫等	
し尿		し尿	
浄化槽汚泥		浄化槽汚泥	

4 一般廃棄物及び集団回収の収集方法・処理量・収集回数等

種 類	分 別 区 分	種 類	収集方法※	処理量	収集回数
家庭系 (事業系を含む)	可 燃 ご み	可燃ごみ	指定収集袋による戸別収集	23,319 t	毎週2回
	不 燃 ご み	不燃ごみ	指定収集袋による戸別収集	1,659 t	毎月2回
	資 源 物	びん・缶	容器又は袋による戸別収集	2,232 t	毎月2回
		古 紙	ひもがけ又は紙袋による戸別収集	6,735 t	毎週1回
		古着類	袋による戸別収集	602 t	
		ペットボトル	容器又は袋による戸別収集	739 t	毎月2回
		プラスチック類	袋による戸別収集	3,607 t	毎週1回
		小型家電	市内公共施設の一部で拠点回収	3 t	随 時
有 害 ご み	乾電池 蛍光管等 スプレー缶等	容器又は袋による戸別収集	57 t	毎週1回	
家庭系	粗 大 ご み (多量ごみを含む)	家具等	戸別収集	1,934 t	申込により随時
	牛乳パック	牛乳パック	市内公共施設の一部で拠点回収	1 t	随 時
動物死体(飼育者不明のみ)		犬・猫等	路上等発生場所で収集	430 匹	通報により随時
し 尿		し 尿	戸別収集	160 kL	申込により随時
浄 化 槽 汚 泥		浄化槽 汚 泥	戸別収集	0 kL	申込により随時
集 団 回 収	資 源 物		資源回収業者による引き取り	2,432 t	随 時

※ 集合住宅等における家庭系ごみの収集方法は、集積所収集とする。

備考

ア 戸別収集及び集積所収集の排出場所

収集方法		排出場所
戸別収集		各戸(各事業所)の敷地と道路の境界付近
集積所 収集	集合住宅	当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所
	戸別収集が困難な場所	市と居住者が協議の上で決めた集積場所

イ 三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年3月31日条例第8号)第23条の3第1項にいう所定の場所は、前記アのとおりとする。

ウ 戸別収集及び集積所収集の収集日は、各戸に配布する「三鷹市リサイクルカレンダー」記載のとおりとする。

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

種 類	分 別 区 分	種 類	処理主体(運搬)	処 理 区 分	備 考	
家庭系 (事業系を含む)	可 燃 ご み	可燃ごみ	委託及び自家 許可業者	焼 却	可燃ごみ、不燃ごみ、 資源物、有害ごみにつ いては、1日平均排出 量10kg未満、1回の 排出量が100kg未満 又は1m ³ 未満のもの で、指定収集袋を使用 している事業系一般廃 棄物を含む。	
	不 燃 ご み	不燃ごみ	委 託	選 別		
	資 源 物	びん・缶	委 託	再 生		売却・再生
		古 紙				売却・再生
		古着類				再 生
		ペットボトル				売却・再生
		プラスチック類				再 生
	小型家電	直 営	売却・再生			
有 害 ご み	乾電池	委 託	再 生			
	蛍光管等 スプレー缶等	委 託	再 生			
家庭系	粗 大 ご み (多量ごみを含む)	家具等	委 託	焼 却 (一部再生)		
	牛乳パック	牛乳パック	再生業者	再 生		
動物死体(飼育者不明のみ)		犬・猫等	委 託	火 葬		
し 尿		し 尿	委託及び 許可業者	市の指定する 施設		
浄 化 槽 汚 泥		浄化槽 汚 泥	許可業者	市の指定する 施設	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律第7条による 許可業者	

6 収集運搬計画

種類	分別区分	種類	収集運搬主
家庭系 (事業系を含む)	可燃ごみ	可燃ごみ	委託業者
	不燃ごみ	不燃ごみ	委託業者
	資源物	びん・缶	委託業者
		古紙	委託業者
		古着類	委託業者
		ペットボトル	委託業者
		プラスチック類	委託業者
	小型家電	直営	
有害ごみ	乾電池 蛍光灯等 スプレー缶等	プラスチック類 委託業者と同じ	
家庭系	粗大ごみ (多量ごみを含む)	家具等	委託業者
	牛乳パック (拠点)	牛乳パック	再生業者
動物死体 (飼育者不明のみ)		犬・猫等	委託業者
し尿		し尿	委託及び許可業者
浄化槽汚泥		浄化槽 汚泥	許可業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び条例第35条による許可業者及び自家搬入

種類	収集・運搬量	収集運搬主体	収集回数	収集方法	備考
可燃ごみ	5,520 t	18社	随時	戸別収集	有料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び条例第35条による許可業者

種類	収集・運搬量	収集運搬主体	週数回数	収集方法	備考
し尿	40 kl	1社	随時	戸別収集	有料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、浄化槽法第35条及び条例第42条による許可業者

種類	収集・運搬量	収集運搬主体	週数回数	収集方法	備考
浄化槽汚泥	0 kl	—	随時	戸別収集	有料

7 中間処理計画

(1) 焼却処理施設

ア 施設名称	ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ
イ 所在地	調布市深大寺東町七丁目50番地30
ウ 炉形式	連続燃焼式焼却炉
エ 処理能力	288 t/日 (144 t/24 h 炉×2基)

オ 搬入者別内訳量

総量	搬入者別内訳量	
	収集運搬委託業者	許可業者及び自家搬入 (リサイクルセンター処理残渣を含む)
33,150 t	24,300 t	8,850 t

カ 焼却残灰

総量	処分方法		
	資材化(路盤材)	資材化(エコセメント)	埋立処分
3,670 t	0 t	3,670 t	0 t

(2) 不燃物処理資源化施設

ア 施設名称	ふじみ衛生組合リサイクルセンター
イ 所在地	調布市深大寺東町七丁目50番地30
ウ 処理能力	不燃物処理能力 83.9 t/5h

エ 種類別搬入内訳量

総量	種類別搬入内訳量					
	不燃ごみ (委託)	粗大ごみ (委託)	空きびん (委託)	空き缶 (委託)	プラスチック (委託)	ペットボトル (委託)
9,204 t	1,659 t	967 t	1,790 t	442 t	3,607 t	739 t

(3) 有害ごみ中間処理施設〔乾電池・蛍光灯・体温計(含む水銀)〕

ア 施設名称	ふじみ衛生組合リサイクルセンター
イ 所在地	調布市深大寺東町七丁目50番地30
ウ 処理方法	容器にて分別保管
エ 処理量	57 t

8 最終処分及び廃乾電池等資源化計画

(1) 埋立処分及びエコセメント化処理施設

ア 施設名称 東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場

イ 所在地 東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地

ウ 搬入者別内訳量

内訳	搬入者別内訳量	
	ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ (焼却残灰)	ふじみ衛生組合リサイクルセンター (不燃ごみ残渣)
埋立処分量	0 t	0 t
エコセメント化処理量	3,670 t	0 t
総量	3,670 t	0 t

※焼却残灰については、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設でエコセメント化処理を行なう。

(2) 食品リサイクル法による食品循環資源化施設

施設名	(株)アルフォ	(株)バイオエナジー	(株)アクト・エア	(株)Jバイオフードリサイクル	(株)日本フードエコロジーセンター	ニューエナジーふじみ野(株)
所在地	東京都大田区城南島三丁目3番3号	東京都大田区城南島三丁目4番4号	神奈川県愛川町角田3667番地	神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番5号	神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目17番13号	埼玉県ふじみ野市駒林1033番地1
処理量	176.4t	128.4t	195.4t	174.4t	1.2t	58.2t
処理方法	飼料化 メタン発酵	メタン発酵	コンポスト化	メタン発酵	飼料化	メタン発酵

(3) 動物死体（犬・猫等）の火葬

ア 施設名称 宗教法人 慈恵院

イ 所在地 東京都府中市浅間町二丁目15番1号

(4) し尿及び浄化槽汚泥処理施設

ア 施設名称 三鷹市し尿投入施設

イ 所在地 三鷹市野崎一丁目1番1号市民センター内

ウ 処理方法 下水投入（希釈放流）

※汚泥については脱水（処理）、焼却（処分）

(5) 廃乾電池等処理施設（最終処分を含む）

ア 受託企業名 野村興産(株)イトムカ鋳業所

イ 所在地 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1

9 一般廃棄物の排出抑制等のための方策

(1) 三鷹市における方策

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関係法令の遵守
- イ 分別収集、ごみの適切な排出方法等の啓発の徹底
- ウ ごみの資源化施策の拡充
- エ ごみの発生抑制、排出抑制、再利用に関する市民、事業者に対しての啓発と、学校や地域社会における教育啓発活動の充実
- オ 容器包装廃棄物等の使用、排出の抑制の啓発・普及の拡大
- カ 事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対するごみの発生及び排出抑制、資源化指導の徹底
- キ 事業系一般廃棄物の収集、運搬、処分方法の周知徹底
- ク 集団回収事業の拡充
- ケ ごみ減量等推進会議との連携
- コ 牛乳パック、ペットボトルなどの回収の拡充
- サ 生ごみ処理機等による生ごみ減量の推進
- シ 再生品の率先使用と市民、事業者への普及拡大
- ス 容器包装リサイクル法に対応するための分別収集及び中間処理施設の検討
- セ リサイクル協力店の普及拡大
- ソ マイバッグ運動の普及拡大
- タ 食品ロスの削減及び生ごみの排出抑制の推進

(2) 市民における方策

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関係法令の遵守
- イ ごみの分別排出の徹底
- ウ ごみの発生抑制及び排出抑制
- エ 過剰包装の自粛とマイバッグの利用
- オ 再生品の使用促進と使い捨て商品の使用自粛
- カ 生ごみのコンポスト化（生ごみ処理機によるものを含む）の促進
- キ 集団回収への参加
- ク 家庭系ごみ有料化実施に伴う可燃ごみ及び不燃ごみの指定収集袋による排出

(3) 事業者における方策

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関係法令の遵守
- イ ごみの減量及び再利用の促進
- ウ ごみの発生源における排出抑制
- エ 少量排出事業者における有料ごみ処理袋の使用
- オ 事業系廃棄物の適正な処理の実施
- カ 過剰包装の抑制
- キ 流通容器包装廃棄物の排出の抑制
- ク 使い捨て容器の使用の抑制と、製造・流通事業者による自主回収・資源化の促進
- ケ 再生品の使用の促進
- コ 事業系廃棄物の資源化の促進
- サ 長寿命化製品等の開発の推進

10 その他 市で収集・運搬を行わない一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の中間処理施設に支障をきたす恐れのあるもの

以下の物品は、排出者が責任をもって購入した小売店や廃棄物収集運搬処理業者等に処理を依頼し適正に処理すること。その費用は排出者が負担すること。

ピアノ、バッテリー、注射針、自動車及びその部品、タイヤ、耐火金庫、ガソリン・石油・灯油類、危険物（廃油類・爆発物等）、消火器、二輪車（50cc以下の原動機付き自転車を含む。）、土・石・ブロック類、ボウリングの球、長さ80cmを超える枝木、太さ8cmを超える幹や枝、焼却灰、建築廃材、農薬、冷媒（フロンガス及び代替フロン）を使用しているもの、その他市長が適正な処理が困難と認めるもの

(2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象物

以下の物品は、排出者が購入した小売店や同種類の製品の買い替える小売店に引き取りを依頼する。何らかの事由により前述の方法による処分が困難な場合は、家電リサイクル受付センターに処理を依頼し適正に処理すること。その費用は排出者が負担すること。

テレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマを含む。）、エアコンディショナー、洗濯機（乾燥機を含む。）、冷蔵庫（冷凍庫を含む。)

(3) 資源有効利用促進法対象物

以下の物品は、排出者（一般家庭に限る）が製造元又は市の連携事業者に引き取りを依頼し、再生費用等を負担すること。

デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、ブラウン管式ディスプレイ、ブラウン管式ディスプレイ一体型パソコン、液晶式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ一体型パソコン